

よくある質問

(令和3年9月22日版)

Q.1 私費留学生は、申請できますか。

A.1 申請可能です。ただし、JSTの[Q&A](#)にも『政策目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生の支援を強化する」等の観点を適切に踏まえて行われることが必要です。支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提であり、当該学生の修了後の進路等も評価の対象となります。』とあり、学位取得後も日本でキャリア形成することが前提となっていますのでご注意ください。また、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生は対象外です。

Q.2 特別研究員の審査結果待ちですが、申請できますか。

A.2 申請可能です。申請書の特記事項欄に特別研究員に申請中である旨、記載してください。また、特別研究員に採択された場合は本プログラムの支援を受けることはできませんのでご注意ください。

Q.3 申請書を英語で作成してもいいですか。

A.3 可能です。ただし、

- ・ 学位取得後、日本の「科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提（Q1参照）」となっていること
- ・ 本プログラムで提供するコンテンツは、受講者＝日本語話者として実施することから面接、グループディスカッションは日本語で行うことが前提です。了承の上、申請してください。

Q.4 世帯収入の要件はありますか。

A.4 ありません。ただし、別に授業料免除や奨学金を受けている場合、本プログラムとの併給が認められないことがあるのでご注意ください。

Q.5 指導教員の科研費の RA 活動のため、パート職員として雇用されているが、申請可能か。また、支援対象となった場合、パートを辞める必要があるか。

A.5 JST の[公募要領](#)に「自身の研究活動に支障のない範囲で、所属する大学等において TA・RA 活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。(P.20)」とあるとおり、申請可能です。また、パートを辞める必要もありません。ただし、他の給与取得の状況や雇用契約の内容によっては、対象外となる可能性があるため面談等により随時、状況を確認します。

Q.6 申請書作成の際に図やグラフを使用しても良いか。

A.6 構いません。ただし、白黒印刷したとしても判別できるような図やグラフとしてください。また、ページ数の指定は順守してください。

Q.7 JST の [Q&A \(1-16\)](#) に「社会保険、年金等は支援対象学生自身の手続き・管理が必要です。」とあるが、本プログラムの支援対象学生となった場合、社会保険と年金は必ず支払いすることになるということでしょうか。

A.7 社会保険についてですが、これまで扶養義務者（親等）の被扶養者として、扶養義務者（親等）の勤務先の健康保険に入られていたのであれば、本プログラムの支援対象学生となることで扶養から外れ、国民健康保険に加入する必要性が生じる可能性があります。健康保険等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。

年金については、収入の状況によって学生納付特例制度が利用できなくなる可能性があります。以下のウェブサイトを参考に自身の状況を確認してみてください。不明な点があれば、お近くの年金事務所に問い合わせてください。

[国民年金保険料の学生納付特例制度（日本年金機構）](#)

[全国の相談・手続き窓口（日本年金機構）](#)